

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 47 | 介護保険法に基づく地域支援事業等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は介護保険法に基づく地域支援事業等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和5年3月13日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険法に基づく地域支援事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | 介護保険法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 地域支援事業に関する事務のうち以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業のうち以下に関する事務 事業対象者の認定審査に関する事務 総合事業の支給に関する事務 事業対象者の自己負担額の決定に関する事務 ②包括的支援事業 総合相談支援業務(高齢者に関する幅広い問題への制度横断的な対応支援) 権利擁護業務(高齢者虐待対応、成年後見制度活用促進) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(支援困難事例等への指導・助言) 認知症総合支援事業(認知症高齢者対応支援) |
| ③システムの名称 | 1 介護保険システム 2 中間サーバ 3 共通基盤システム 4 保健福祉情報システム 5 郡山市高齢者等相談管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険法に基づく地域支援事業に関する事務における特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|----------------------|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 |
|--------|----------------------|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 情報照会のみ 番号法第19条第8項 別表第二の93,94の項 | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|----------------|
| ①部署 | 保健福祉部地域包括ケア推進課 |
| ②所属長の役職名 | 地域包括ケア推進課 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 郡山市 政策開発部 広聴広報課(市政情報センター) 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 電話:024-924-3511 |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 郡山市 保健福祉部 地域包括ケア推進課 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 電話:024-924-3561 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|----------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |